事 務 連 絡 令和2年11月17日

都 道 府 県 各 指 定 都 市 障害保健福祉主管課 御中 中 核 市

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室

補装具費支給に係るQ&Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、平成20年5月14日付け「補装具関連Q&A」の問2の回答について、 別添のとおり改正することとしましたので、御了知の上、適切に取り扱われるよ うお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市(区)町村に周知いただくよう、よろし くお取り計らい願います。

また、各都道府県等において、本改正前の回答を踏まえ、補装具費の不支給決定等をした事例がある場合には、必要に応じて、再度の申請を促すことも含め、本改正について、周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室障害者支援機器係

> TEL 03-5253-1111 (内線 3073、3071)

> FAX 03-3503-1237

(義肢及び装具の採型・適合に係る業務について)

Q 補装具のうち特に義肢及び装具の場合、義肢装具士の資格を 有する者が採型や適合をすべきと思われるが、どう考えればよ いか。

Α

- 障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度においては、義肢 及び装具に係る装着部位の採型並びに身体の適合が、医行為に該 当する場合には、医師及び看護師、准看護師を除き、義肢装具士の 資格を有する者が行わなければならない。
- また、義肢及び装具に係る装着部位の採型並びに身体の適合については、医療関係者との緊密な連携を図り、利用者の安全の確保や義肢・装具の質を確保する観点から、医学的知見を含む専門的な知識が必要となる。
- 〇 このため、医行為に該当しない場合においても、基本的に医学的 知見を含む専門的な知識を有する義肢装具士が行うことが適当で ある。
- 補装具費支給制度においては、医師の判断を踏まえ、利用者の安全の確保や義肢・装具の質を確保する観点から、必要に応じて身体障害者更生相談所とも相談の上、適切な実施に努められたい。
- 〇 なお、義肢装具士を配置している補装具製作事業者については、 公益財団法人テクノエイド協会のホームページにおいて情報提供 しているので参考にされたい。